

船橋市都市計画審議会公募委員選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 船橋市都市計画審議会条例第3条第1項第4号に規定する審議委員のうち公募により選出される委員の選定を行うため「都市計画審議会公募委員選定委員会」（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は建設局長、都市計画部長、道路部長、都市整備部長、下水道部長及び建築部長の各委員をもって組織する。

(会長)

第3条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、建設局長があたり、副会長は、都市計画部長があたるものとする。
- 3 会長は、会務を総理し、副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。

(議事)

第4条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。

- 2 委員会は委員の半数以上が出席しなければ開くことが出来ない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(参考意見等の聴取)

第5条 委員会において必要と認めるときは、関係者の出席を認め、参考意見または説明を聞くことが出来る。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市計画部都市政策課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は平成13年10月12日から施行する。

附 則

この要綱は平成15年10月7日から施行する。

附 則

この要綱は平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。